

群馬県立高崎特別支援学校いじめ対応マニュアル

1 共通認識事項

- ・日頃から教職員間の情報共有を密に行うとともに、特定の教職員のみで対応せず、組織として、いじめ防止対策校内委員会組織が対応する。
- ・いじめを受けた児童生徒やその保護者の心情に寄り添うとともに、いじめを行った児童生徒の成長を支援する観点を持ち、保護者と連携して指導・支援に当たる。
- ・必要に応じて、県教育委員会、医療機関及び関係機関等と連携して指導・支援に当たる。

2 いじめ又はいじめの兆候等を把握した際の対応（枠下の記載は留意事項）

① 教職員が、いじめ又はいじめの兆候を把握する。

- ・児童生徒の言動や表情に気持ちを向け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を持つ。
- ・児童生徒等からの訴え、アンケート調査、生徒観察、面談等から、積極的にいじめやいじめの兆候等を把握するよう努める。

② 把握した教職員は、速やかに、いじめ防止対策校内委員会組織へ報告する。

- ・放課後や週休日等であっても、各学部主事や管理職、生徒指導主事等へ報告する。

③ いじめ防止対策校内委員会組織は、速やかに、関係生徒への聞き取り等、事実関係を明らかにするための調査を行うとともに、関係生徒の保護者等へ連絡する。

- ・調査の結果、事案が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合や生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、所轄警察署へ相談・通報する。
- ・「いじめ防止対策推進法」第28条に規定する重大事態に該当する又は該当する疑いがある場合は、速やかに県教育委員会担当課へ報告する。
- ・保護者の理解や納得を得た上で調査等を行うよう努める。

④ いじめ防止対策校内委員会組織は、調査結果に基づき、関係生徒等への指導・支援等に係る方針を決定する。

- ・児童生徒の特性や背景等を十分に踏まえた適切な方針となるよう努める。
- ・必要に応じて、専門アドバイザーや医療機関等と連携して対応する。
- ・SNS等が介在する事案等については、対象児童生徒への指導についても検討する。

⑤ いじめ防止対策校内委員会組織は、関係児童生徒及びその保護者等へ、調査結果及び指導・支援等に係る方針を説明する。

- ・保護者の理解や納得を得て、学校と家庭が連携して指導・支援に当たれるよう努める。

⑥ いじめ防止対策校内委員会組織は、決定した方針に基づき、関係児童生徒への指導・支援を行う。

- ・いじめを受けた児童生徒への心のケアやいじめを行った児童生徒の成長の支援等の観点から、十分な教育的配慮を行う。
- ・特に配慮が必要な児童生徒については、保護者、関係機関との連携の下、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

⑦ いじめ防止対策校内委員会組織は、関係児童生徒の保護者等へ、適宜、指導・支援の状況や経過等について説明する。

- ・保護者の理解や納得を得て、学校と家庭が連携して指導・支援に当たれるよう努める。

⑧ いじめ防止対策校内委員会組織は、いじめに係る行為が止んでいる状態が3ヶ月以上継続し、かついじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていない場合は、事案が解消されたものと判断する。

- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているか否かについては、いじめを受けた生徒の表情などきめ細やかに観察するとともに、その保護者へ確認した上で判断する。
- ・終結後も、引き続き関係生徒を注意深く見守るとともに、定期的に、学校生活の様子等を保護者に連絡する。